

船舶事故調査報告書

平成24年11月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年7月5日 20時10分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市坊勢島南東岸 姫路市所在の坊勢港西ノ浦西5号防波堤灯台から真方位187° 850m付近 （概位 北緯34°38.5′ 東経134°31.1′）
事故調査の経過	平成23年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	砂利採取運搬船 第二八幡丸、377トン 125382、新井海運有限会社 55.20m×11.50m×5.60m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和61年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成7年11月21日 免状交付年月日 平成22年6月4日 免状有効期間満了日 平成27年11月20日
死傷者等	なし
損傷	左舷船首船底部に凹損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が平成23年7月5日19時30分ごろ一等航海士と交替して単独で船橋当直に就き、播磨灘を北北西進して坊勢島南端の黒埼の北方約700mにある入り江（以下「本件入り江」という。）内の砂利集積場に向かった。</p> <p>船長は、2km レンジで真方位指示としたレーダーにより見張り及び船位の確認を行い、本件入り江の沖に向ける約342～345°（真方位）の針路として約6.5ノットの対地速力で手動操舵により航行した。</p> <p>船長は、20時05分ごろ、黒埼の南東方沖において、レーダーで右舷船首方1,000m以内に漁船5隻（以下「漁船群」という。）を探知したので、レーダー及び双眼鏡を使用して漁船群に対する見張りを行った。</p>

	<p>船長は、本船が本件入り江南岸の岬付近に差し掛かった頃、南南西進中の漁船群が右舷船首約500～600mに接近したので、漁船群に向けて探照灯で1回照射したところ、漁船群が左転を始めたことから、漁船群と右舷を対して通過しようとして左転を始め、浅瀬に近づき過ぎたので急いで右転しようとしたが、20時10分ごろ同岬の先端から約50m沖に存在する浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、22時00分ごろ自力離礁して砂利集積場の棧橋に着陸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約40cm</p>
その他の事項	<p>船長は、本件集積場所に頻繁に出入りしていたので、本事故発生場所付近の状況をよく知っていた。</p> <p>船長は、ふだんは本件入り江南岸の岬付近を航行する場合には、岬の東端から約150～200m沖を航行していた。</p> <p>本船は、空船であり、喫水が船首約0.8m、船尾約3.2mであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、坊勢島南東岸沖を北北西進中、船長が、右舷船首方から接近する漁船群に対して探照灯を1回照射して注意を喚起したところ、同漁船群が左転を始めたので、同漁船群と右舷を対して通過しようとして左転した際、同漁船群の動静に注意を向け、レーダーなどで船位の確認を行っていなかったことから、本件入り江南岸の岬の沖に存在する浅瀬に接近し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、坊勢島南東岸沖を北北西進中、船長が、右舷船首方から接近する漁船群に対して探照灯を1回照射して注意を喚起したところ、同漁船群が左転を始めたので、同漁船群と右舷を対して通過しようとして左転した際、同漁船群の動静に注意を向け、レーダーなどで船位の確認を行っていなかったため、本件入り江南岸の岬の沖に存在する浅瀬に接近し、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域であっても、レーダーやGPSプロッターを使用して船位の確認を行うこと。